

別紙

諮詢第 1785 号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において不開示とした部分のうち、別表 2 に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「①2023 年度をもって退職した東京都立大学人文社会学部教授について行われた東京都公立大学法人大学名誉教授規則第 3 条第 1 項に基づく推薦書およびその添付資料全て、②①の推薦について審議した同規則第 3 条第 2 項に基づく教育研究審議会の東京都立大学名誉教授の称号付与についての配布資料全て、③②の教育研究審議会の議を経た東京都立大学学長の決定についての文書全て、④東京都立大学名誉教授の一覧」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都公立大学法人理事長が令和 6 年 5 月 27 日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適法である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 6 年 10 月 4 日に審査会へ諮詢された。

審査会は、令和 6 年 12 月 6 日に実施機関から理由説明書を、令和 7 年 2 月 7 日に審査請求人から意見書を收受し、同年 10 月 21 日（第 261 回第一部会）及び同年 11

月 18 日（第 262 回第一部会）の 2 回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議事項について

実施機関は、本件開示請求①から③に対し、別表 1 に掲げる本件対象公文書 1 から 3 までを特定し、同表に掲げる本件不開示情報 1 から 5 までを不開示とともに、本件開示請求④に係る公文書については存在しないとする本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件不開示情報 1 から 5 までの不開示妥当性及び本件開示請求④に係る公文書の不存在について検討する。

イ 本件不開示情報 1 から 5 までの不開示妥当性について

（ア）本件不開示情報 1 について

本件不開示情報 1 は、2023年度をもって退職した東京都立大学人文社会学部教授に関する名誉教授の称号付与推薦者の氏名や具体的な略歴、研究・教育等に関する実績が記載された部分である。

実施機関は、本件不開示情報 1 について、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と結び付けることで特定の個人を識別できるものであるため条例 7 条 2 号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報 1 のうち、別表 2 に掲げる部分を除く部分については、名誉教授の称号付与対象者として推薦された者に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。また、実施機関は、称号付与の推薦に係る過程は大学内部の検討に関わる事項のため、公表しないこ

ととしているとのことであるから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないため、不開示が妥当である。

しかしながら、本件不開示情報1のうち、別表2に掲げる部分については、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、名誉教授称号付与候補者一覧における氏名、フリガナ、学部等、学科等、学科・コース、教授任用日及び本学教授歴である。

実施機関は、本件不開示情報2について、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と結び付けることで特定の個人を識別できるものであるため条例7条2号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報2は、名誉教授の称号授与を決定する際の教育研究審議会の資料に記載されており、名誉教授の称号授与候補者となった者に関する情報であって、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。また、実施機関は、称号付与の推薦に係る過程は大学内部の検討に関わる事項のため、公表しないこととしていることであるから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないため、不開示が妥当である。

(ウ) 本件不開示情報3について

本件不開示情報3は、称号授与を決定する者として添付された一覧における氏名、フリガナ、学部等、学科等、学科・コース、教授任用日及び本学教授歴である。

実施機関は、本件不開示情報3について、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と結び付けることで特定の個人を識別できるものであるため条例7条2号に該当するほか、名誉教授の称号付与の推薦に係る過程は大学内部の検討に関わる事項のため、本来公表しないことを

前提としており、名誉教授の称号を付与された者の一覧はこれまで作成しておらず、公表すべき情報として規定していないことから、当該情報を開示することにより、法人の人事運営に対する教職員からの信頼を損ね、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがあるとして、同条6号にも該当すると説明する。

これに対し、審査請求人は、名誉教授に推薦され、名誉教授の称号を付与されたという事実は、文字どおり名誉なことであって、条例7条2号に該当しないと主張する。また、仮に条例7条2号本文に該当するとしても、少なくとも、元東京都立大学教員が東京都立大学名誉教授の称号を付与されたことは、通常、秘匿されることなく明らかにされる事項であること、さらに、実施機関は同ホームページにおいて、何人の元教授を「名誉教授」の肩書付きで呼称していることからも、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。

審査会が見分したところ、本件不開示情報3は、2024年4月1日付東京都立大学名誉教授の称号授与者を決定する文書において、称号授与を決定する者として添付された一覧に記載された情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当する。

次に条例7条2号ただし書の該当性について検討するに、本件不開示情報3のうち別表2に掲げる部分については、実施機関ホームページにおいて、複数の教授が「名誉教授」の称号を付して紹介されていることが認められることから、条例7条2号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められ、開示すべきである。ただし、本件不開示情報3のうち別表2に掲げる部分を除く部分については、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

なお、本件不開示情報3について、実施機関は、称号付与の推薦に係る過程は大学内部の検討に関わる事項のため、公表しないこととしており、法人の人事運営に対する教職員からの信頼を損ね、人事管理に関する事務の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがある情報であるとして、条例7条6号該当性も主張するが、称号授与が決定した者の氏名、学部等は、称号授与の推薦に係る過程の情報とは言えず、これを開示することが、人事運営に対する教職員からの信頼を損ね、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例7条6号に該当しない。

よって、本件不開示情報3のうち、別表2に掲げる部分については、条例7条2号及び同条6号に該当しないことから開示すべきであるが、その他の部分については、同条2号に該当し、不開示が妥当である。

(エ) 本件不開示情報4について

本件不開示情報4は、名誉教授称号授与贈呈式の日時及び場所である。

実施機関は、本件不開示情報4について、当該情報を開示することにより、法人の人事運営に対する教職員からの信頼を損ね、人事管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例7条6号に該当すると説明している。この点について、審査会が事務局をして更に実施機関に説明を求めたところ、贈呈式の日時・場所は関係者にしか通知しておらず、仮に開示した場合、贈呈式当日に関係者以外が来学するおそれがあり、式の運営に支障を来る可能性があったためとの説明があった。

審査会が見分したところ、贈呈式の日時は本件一部開示決定日より後の日付であることが確認でき、本件不開示情報4は、実施機関の一部開示決定時においては、開催前の情報であるため、公にすることにより、式の運営に支障を来るおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものであることから、条例7条6号に該当すると認められ、不開示が妥当である。

(オ) 本件不開示情報5について

本件不開示情報5は、担当者名及びメールアドレスである。

審査会が見分したところ、本件不開示情報5は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当

する。

次に同号ただし書該当性について検討する。

本件不開示情報5のうち、メールアドレスについては、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

しかしながら、本件不開示情報5の担当者名のうち、東京都公立大学法人の職員であって、東京都からの派遣職員である者の氏名については、東京都職員名簿において公表されていることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、本件不開示情報5のうち、別表2に掲げる部分については、条例7条2号ただし書イに該当するため、開示すべきであるが、その他の部分については、条例7条2号ただし書に該当する事情は認められず、不開示が妥当である。

なお、本件不開示情報5については、本件一部開示決定通知書での理由付記がなされていない。条例13条1項は、実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない旨規定するところ、このように処分の理由の提示が求められる趣旨が、実施機関の判断の慎重と合理性を担保することによる恣意の抑制及び処分の相手方の不服申立てにおける便宜にあると解されることに鑑みれば、本件不開示情報5の理由付記がないことは、適切さを著しく欠くものであると言わざるを得ず、今後、実施機関は同様の事態が生じないよう適切に対処すべきであることを付言する。

ウ 本件開示請求④に係る公文書の不存在の妥当性について

実施機関は、本件開示請求④に係る公文書については、その公表の義務が法令等で規定されていることはなく、これまで名誉教授の称号を付与された者の一覧は作成しておらず存在しないと説明する。

審査会が確認したところ、東京都公立大学法人大学名誉教授規則（平成17年度法人規則第16号）には、名誉教授の一覧の作成や公表を義務付ける規定は見当たらず、また、その他公表資料等においても、名誉教授の一覧の存在は認められな

かった。さらに、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらず、実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求④に係る公文書について、作成しておらず存在しないとした決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件対象公文書及び本件不開示情報

| 本件対象公文書 | | 本件不開示情報 | | 根拠規定 |
|---------|--|---------|---|--------------|
| 1 | ・令和6年2月26日付5都立大管文管第2240号 | 1 | 名誉教授の称号付与推薦者の氏名や具体的な略歴、研究・教育等に関する実績 | 7条2号 |
| | | 5 | 担当者名及びメールアドレス | — |
| 2 | ・2024年4月1日付東京都立大学名誉教授称号付与候補者一覧 ・東京都公立大学法人大学名誉教授規則 | 2 | 名誉教授称号付与候補者一覧における氏名、フリガナ、学部等、学科等、学科・コース、教授任用日、本学教授歴 | 7条2号 |
| 3 | ・令和6年4月26日付6東公法総人第48 | 3 | 称号授与を決定する者として添付された一覧における氏名、フリガナ、学部 | 7条2号 7条6号 |

| | | | |
|--|---|--------------------------|------|
| | 号 | 等、学科等、学科・コース、教授任用日、本学教授歴 | |
| | 4 | 名誉教授称号授与贈呈式の日時及び場所 | 7条6号 |
| | 5 | 担当者名 | — |

別表2 開示すべき部分

| 本件対象 公文書 | 開示すべき部分 | |
|-------------|----------|--|
| 1 | 本件不開示情報1 | 1枚目 1 称号付与推薦者欄 1文字目から8文字目まで 2枚目 26行目2文字目から5文字目まで |
| | 本件不開示情報5 | 1枚目 担当欄 2行目 |
| 3 | 本件不開示情報3 | 3枚目 表中氏名、フリガナ、学部等、学科等及び学科・コース欄 |
| | 本件不開示情報5 | 5枚目 33行目15文字目から17文字目まで 6枚目 20行目15文字目から17文字目まで 7枚目 22行目15文字目から17文字目まで |